

ご当地出身学生海外留学支援プロジェクト海外留学奨学金 募集要項

(趣旨・目的)

京都大学が地域同窓会（北海道、富山、石川、静岡、広島、岡山、福岡の七地域）と連携して「ご当地出身学生海外留学支援プロジェクト」を立ち上げ、当該プロジェクトの一環として実施するクラウドファンディングを通して集まった寄附金を活用し、本学学生へ海外留学のための返済不要な給付型奨学金として支給することで、本学学生の海外留学促進に寄与します。

(支援の対象となる留学)

「授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学生募集要項」に基づき募集する留学期間が1学期以上の留学

(応募資格・条件)

- ① 「授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学生募集要項」に基づき募集される交換留学に応募をし、「推薦」もしくは「条件付き推薦」として学内選考結果を通知された者、もしくは本奨学金に応募時点で募集中の交換留学に応募中の者
- ② 「ご当地出身学生海外留学支援プロジェクト」に参画する七地域に所在する高等学校を卒業した者

(採用人数)

各対象同窓会地域につき、原則1名

(奨学金支給額)

30万円（1回のみ）

※日本にある本人名義の口座へ振込します。

※奨学金は、原則として、渡航前に一括で支給しますが、渡航時期によっては、渡航前ではなく留学中に支給する可能性があります。

(応募方法と選考プロセス)

- ① 申請を希望する学生は、以下の提出書類を指定の申請フォームより、国際教育交流課に提出してください。【〆切：5月30日（金）正午】
<奨学金申請フォーム> <https://forms.gle/H99PAAxF7ebmNG7V8>
 - ・ 出身高等学校の卒業証書もしくは卒業証明書（写）

- ② 国際教育交流課において、申請内容を確認のうえ、奨学生を決定します。

※ただし、学内選考の「条件付き推薦」の場合は、国際教育交流課の指定する期日までに協定校の求める語学要件を満たさなければ、協定校への推薦を行わないことに加え、本奨学生としての権利も失います。

(奨学生の責務)

- ① 国際教育交流課から指示のある交換留学派遣学生に求められる各種手続き等に加え、寄附による支援を行った地域同窓会への報告書を作成すること。
- ② 支援を行った地域同窓会の総会へ原則参加をすること。イベント等への協力を求められた場合は積極的に応じること。

※ただし、会場までの交通費は本学成長戦略本部から支給します。

(留意事項)

- ・ 他の奨学金との併給は可とします。ただし、他の奨学金側で本奨学金との併給が不可とされる場合もありますので、併給条件を事前によく確認のうえ、申請してください。
- ・ 以下の場合、奨学金の一部又は全額の返還を求める場合があります。
 - 交換留学報告書、および奨学生報告書を期限内に提出しない場合
 - 「大学間学生交流協定に基づく交換留学誓約書」に記載した内容に反していることが判明した場合
 - 「授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学生募集要項」に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合
- ・ 学内選考通過後に、本人に瑕疵のない理由により交換留学への参加ができない可能性が生じた場合は、すぐに国際教育交流課海外留学掛および所属学部・研究科教務担当掛に相談してください。